

## 資料 2

### 地区防災会防災計画

#### 1 目的

この計画は、地区防災会の活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

#### 2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災組織の編成及び任務の分担に関する事。
- (2) 防災知識の普及に関する事。
- (3) 防災訓練の実施に関する事。
- (4) 情報の収集、伝達に関する事。
- (5) 出火防止、初期消火に関する事。
- (6) 救出救護に関する事。
- (7) 避難誘導に関する事。
- (8) 給食・給水に関する事。
- (9) 防災資機材等の備蓄及び管理に関する事。

#### 3 防災組織の編成と任務分担

別紙参照

#### 4 防災知識の普及

地区住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及を行う。

##### (1) 普及事項

- ア 防災組織及び防災計画に関する事。
- イ 地震、火災、水害等についての知識に関する事。
- ウ 地区周辺の環境に応ずる防災知識に関する事。
- エ 各家庭における防災上の留意事項に関する事。
- オ その他防災に関する事。

##### (2) 普及方法

- ア 広報誌、パンフレット、ポスター等の配布
- イ 座談会、講演会、映画等の開催
- ウ パネル等の展示

(3) 実施期間

火災予防週間、防災の日等防災関係諸行事の行われる期間のほか、随時実施する。

5 防災訓練

大地震等の災害発生に備えて、情報の収集伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるよう、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種類

訓練は、個別訓練及び総合訓練とする。

(2) 個別訓練の種類

- ア 情報の収集伝達訓練
- イ 消火訓練
- ウ 避難訓練
- エ 救出救護訓練

(3) 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(4) 訓練実施計画

訓練の実施については、その目的、実施要領等を明らかにした訓練計画を作成する。

(5) 訓練の時期及び回数

- ア 訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防運動期間中並びに防災の日に実施する。
- イ 訓練は、総合訓練にあっては年 回以上、個別訓練は随時実施する。

6 情報の収集伝達

被害状況を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集、伝達を次により行う。

(1) 情報の収集伝達

情報班員は、地区内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地区内住民、防災関係機関に伝達する。

(2) 情報の収集伝達方法

情報の収集伝達方法は、電話、テレビ、ラジオ、防災無線、伝令等による。

7 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大地震時等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、月に一度各家庭において、次の事項に重点をおいて点検整備する。

- ア 火気使用設備器具の整備その周辺の整理整頓状況
- イ 可燃性危険物品等の保管状況
- ウ 消火器等消火資機材の整備状況
- エ その他建物の危険箇所状況

(2) 初期消火対策

地区内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、消火器、水バケツ、消火砂等を各家庭で配備する。

8 救出救護

(1) 救出救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出、救護を要するものが生じたときは、ただちに救出救護活動を行う。この場合、現場付近のものは救出救護活動に積極的に協力する。

(2) 医療機関への連絡

救出救護班員は、負傷者が医師の手当を要するものであると認めるときは、医療機関又は防災関係機関に連絡し、応急救護所に搬送する。

(3) 防災関係機関の出動要請

救出救護班員は、防災関係機関による救出を必要と認めるときは、防災関係機関の出動を要請する。

9 避難対策

火災の延焼拡大等により、地区住民の人命に危険が生じる恐れがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

市長が避難勧告を発令したとき、又は防災会長が避難が必要と認めるときは、防災会長は、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班は、防災会長の避難誘導の指示に基づき、住民を避難誘導する。

(3) 避難所

防災会長は、避難所を定める。

10 給食・給水

避難所等における給食及び給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食給水班員は、市から配分された食料、地区内の家庭又は米穀類販売業者等から受けた食料の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

(2) 給水

給食給水班員は、市から提供された飲料水、水道等により確保した飲料水により給水活動を行う。

11 防災資機材等の備蓄

防災資機材の備蓄及び管理に関しては、次により行う。

(1) 配備計画

区 分	数 量	保管場所	管理方法
備蓄物質 乾パン 毛布	500食 100枚	公民館 公民館	当番員が管理 当番員が管理
情報連絡用資機材 携帯用無線機	5機	各班長宅	班長が管理
初期消火資機材			
救出救護資機材			

(2) 定期点検

毎年 月第 日曜日を全資機材点検日とする。